

市税に係る証明手数料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 7 号

市税に係る証明手数料減免規則の一部を改正する規則

市税に係る証明手数料減免規則（平成 1 9 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案												
第 1 条 （略） （手数料の減免） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、手数料を徴しない。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けている者からの<u>請求</u>に基づき、証明書を交付するとき。 (2) 別表に掲げる種類に応じた使用目的に<u>該当する</u> _____とき。 第 3 条 （略） 別表(第 2 条関係) <table><tr><th>種類</th><th>区分</th><th>証明書の使用目的</th></tr><tr><td>所得・課税 証明書</td><td>手当受給 関係</td><td>児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)の規定による児童手当の支給要件に該当する者が当該</td></tr></table>	種類	区分	証明書の使用目的	所得・課税 証明書	手当受給 関係	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)の規定による児童手当の支給要件に該当する者が当該	第 1 条 （略） （手数料の減免） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、手数料を徴しない。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けている者からの<u>申請</u>に基づき、証明書を交付するとき。 (2) 別表に掲げる種類に応じた使用目的に<u>用いる場合の申請で、その申請者の属する世帯全員が住民税非課税であるとき</u>。 第 3 条 （略） 別表(第 2 条関係) <table><tr><th>種類</th><th>区分</th><th>証明書の使用目的</th></tr><tr><td>所得・課税 証明書</td><td>教育関係</td><td>高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)の規定により、受給資格の認</td></tr></table>	種類	区分	証明書の使用目的	所得・課税 証明書	教育関係	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)の規定により、受給資格の認
種類	区分	証明書の使用目的											
所得・課税 証明書	手当受給 関係	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)の規定による児童手当の支給要件に該当する者が当該											
種類	区分	証明書の使用目的											
所得・課税 証明書	教育関係	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)の規定により、受給資格の認											

現行			改正案		
		手当の支給を受けるための認定の請求等に際し添付する場合			定を受けるための申請に際し添付する場合
		児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当の支給要件に該当する者が当該手当の支給を受けるための認定の請求等に際し添付する場合			大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)等の規定による授業料等の免除又は減免を受けるための申請に際し添付する場合
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給要件に該当する者が当該手当の支給を受けるための認定の請求等に際し添付する場合		医療関係	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)の規定による指定難病に係る特定医療費の支給認定に際し添付する場合
	教育関係	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定による児童福祉施設への入所等の措置に係る費用の徴収額を決定するために添付する場合			児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定による結核にかかっている児童の療育の給付、小児慢性特定疾病医療費等の支給を受けるための申請に際し添付する場合

現行			改正案
		子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による子どものための教育・保育給付等における支給の認定等に際し添付する場合 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和 31 年法律第 40 号)の規定により、保護者等が就学援助費の受給の申請に際し添付する場合 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者が、特別支援教育就学奨励費の受給の申請に際し添付する場合 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)の規定により、特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等が就学奨励費	

現行				改正案
			の受給の申請に際し添付する場合	
			高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)の規定により、受給資格の認定を受けるための申請に際し添付する場合	
			大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)等の規定による授業料等の免除又は減免を受けるための申請に際し添付する場合	
			恵庭市大学奨学金支給条例(平成 28 年条例第 29 号)の規定により、奨学金の支給を受けるための願書の提出に際し添付する場合	
		年金関係	国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 90 条第 1 項及び第 90 条の 3 第 1 項の規定により、国民年金保険料の免除を受けるための申請に際し添付する場合	

現行				改正案
			公的年金の支給を受けるための年金請求書、現況届等の提出に際し添付する場合	
		医療関係	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による療養の給付等、一部負担金の軽減、限度額の適用等を受けるための申請に際し添付する場合	
			高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による保険料の賦課要件の確認、医療給付、一部負担金等の算定を受けるための申請に際し添付する場合	
			母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に規定する養育医療の給付を受けるための申請に際し添付する場合	
			子どもに係る医療費の助成を受けるための申請に際し添付する場合	
			ひとり親家庭等に係る医療費の助成	

現行				改正案
			を受けるための申請に際し添付する場合	
			重度心身障害者に係る医療費の助成を受けるための申請に際し添付する場合	
			難病の患者に対する医療費に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)の規定による指定難病に係る特定医療費の支給認定に際し添付する場合	
			児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定による結核にかかっている児童の療育の給付、小児慢性特定疾病医療費等の支給を受けるための申請に際し添付する場合	
	障がい福祉関係		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定により、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス等給付費、自立支援医療費、補装具	

現行			改正案
		費等の支給の申請に際し添付する場合 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)の規定による施設への入所等の措置に係る費用の徴収額を決定するために添付する場合	
備考 公的年金とは、次に掲げる法律に基づく年金をいう。 (1) 国民年金法 (2) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号) (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号) (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号) (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号) (6) 旧農林漁業団体職員共済組合法(昭和 33 年法律第 99 号) (7) 恩給法(大正 12 年法律第 48 号)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市税に係る証明手数料減免規則は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。